

第5次大阪府障がい者計画

～全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり～

令和3(2021)年3月
大 阪 府

《令和6(2024)年3月改定》

ごあいさつ

大阪府では、平成 24（2012）年度に「第 4 次大阪府障がい者計画」を策定し、福祉・教育・就労・医療・まちづくり・文化芸術・危機管理・権利擁護など、幅広い分野に亘って、障がい者の自立と社会参加に向けた取組みを展開してまいりました。

しかしながら、地域コミュニティの希薄化や人口減少社会の到来の中、障がい者の重度化・高齢化の他、高齢の親と障がいのある子だけで暮らしていても支援につながらず社会で孤立していく「8050 問題」など、障がい者が抱える課題は複雑化・多様化しています。

加えて、障がい者の生命に関わる事件・事故や地震・豪雨災害、新型コロナウイルス感染症などが発生しており、障がい者の安全・安心の確保や障がい理解の促進、サービス基盤の整備などは喫緊の課題となっています。

一方、令和 3（2021）年度の東京オリンピック・パラリンピックに続いて、令和 7（2025）年度には大阪・関西万博の開催が予定されています。このテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までの国際開発目標である SDGs が達成された社会の実現をめざし、技術やアイデアを創造し、発信していこうとするものであり、この SDGs の理念は、本府の障がい福祉施策の理念とも共通しています。

これらを契機に、AI・ICT などの次世代を切り拓く先進技術が開発されるなど障がい者を取り巻く状況に明るい兆しが期待されているところであり、こうしたダイナミズムを大阪に引き込むことによって、障がい福祉サービスの充実や生活の質の向上を図り、障がい者が安全かつ安心して暮らし、いきいきと活躍できる大阪を実現していきたいと考えています。

そのため、大阪府としましては、今後、本計画に基づいて、府民・事業者の皆様や市町村と協力・連携しながら、具体的かつ効果的な施策を推進し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の実現に向けて、全力で取り組んでいきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、大阪府障がい者施策推進協議会において活発なご議論をいただくとともに、多くの方々から貴重なご意見を頂戴いたしました。皆様のご尽力とご協力に心から御礼を申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

大阪府知事 吉村 洋文

ごあいさつ（計画改定に際して）

大阪府では、令和2（2020）年度に「第5次大阪府障がい者計画」を策定し、障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持、多様な主体の協働による地域づくり、あらゆる分野における大阪府全体の底上げ、合理的配慮によるバリアフリーの充実、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現を基本原則に掲げ、障がい者の自立と社会参加に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、地域コミュニティの希薄化や人口減少社会が到来する中、障がい者の重度化・高齢化に加え、地震・豪雨災害の発生などもあり、障がい者の安全・安心の確保や障がい理解の促進、サービス基盤の整備、豊かで質の高い地域生活の実現などが引き続き大きな課題となっています。

こうした状況のなか、本改定では、平成30（2018）年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人もない人も、ともにいのち輝く共生社会の実現に向け、文化芸術活動を推進するための計画を加えたほか、地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言を踏まえた支援体制の整備など、直近の新たな課題へ対応していくこととしています。

開催を目前に控えた大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、新しい技術やアイデアが創造され、発信されることが期待されます。こうした技術や機会をうまく使いながら、障がい福祉サービスの充実や生活の質の向上を図り、障がい者が安全かつ安心して暮らし、いきいきと活躍できる大阪を実現していきたいと考えています。

そのため、今回の改定を踏まえ、府民・事業者の皆様や市町村と協力・連携しながら、具体的かつ効果的な施策を推進し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の改定にあたって、大阪府障がい者施策推進協議会において活発なご議論をいただくとともに、多くの方々から貴重なご意見を頂戴いたしました。皆様のご尽力とご協力に心から御礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. なぜ計画の策定が必要か	1
2. この計画はどのような性格を持っているのか	8
3. 計画の目標時期はいつか	9
4. 計画が実行性をもつために	12
5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか	12
第2章 基本的な視点	
1. 基本理念	15
2. 基本原則	15
第3章 施策の推進方向	
第1節 最重点施策	18
第2節 共通場面に応じた施策の推進方向	
I 共通場面「地域を育む」	20
第3節 生活場面に応じた施策の推進方向	
I 生活場面「地域やまちで暮らす」	41
II 生活場面「学ぶ」	59
III 生活場面「働く」	72
IV 生活場面「心や体、命を大切にする」	82
V 生活場面「楽しむ」	91
VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」	96
第4章 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』	109
第5章 第7期大阪府障がい者福祉計画 第3期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込量について	
1. 成果目標等	126
2. 区域設定	135
3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	136
4. 各年度の指定障がい者支援施設 及び 指定障がい児入所施設等の入所定員総数	172
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項	173
第6章 大阪府における障がい者の状況	
第1節 大阪府における障がい者数	183
第2節 生活場面ごとの施策等の状況	188